

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年9月27日

2. 回答を行った年月日

令和3年10月26日

3. 新事業活動に係る事業の概要

架空送電設備工事において使用される、胴ベルト型墜落制止用器具とフルハーネス型墜落制止用器具を兼ね備えた器具を開発する。当該器具は、作業を伴わない移動及び作業を行う際に、以下の方法により使用されることを想定するものである。

①作業を伴わない移動を行う場合は、胴ベルト型墜落制止用器具に接続されたワークポジショニングロープ、キーロック方式安全器具等を使用する。

②作業を行う場合は、フルハーネス型墜落制止用器具に接続したランヤード及び胴ベルト型墜落制止用器具に接続されたワークポジショニングロープを使用する。

4. 確認の求めの内容

上記3. ①に記載の、器具を用いた移動が、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（1）第518条及び（2）第519条に抵触しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

（1）送電線用鉄塔を構成する部材上、送電線用鉄塔に連結固定された足場上や碍子装置上を水平、上下又はそれらを組み合わせた移動をする行為は、昇降用設備の健全性等の確認以外の点検や巡視を含めた作業に該当する行為を同時に行わない場合、労働安全衛生規則第518条第1項の「作業」に該当しないため、同条第1項及び第2項の規定は適用されない。

（2）送電線用鉄塔上は、労働安全衛生規則第519条第1項の「作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所」に該当しないため、同条第1項及び第2項の規定は適用されない。

（注）

本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。